

1

総則

問題1

意思表示に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。

ア A B間でAがBに土地を売り渡す契約を締結したが、Aが真意では売り渡すつもりがなく、Bもそれを知っていた場合において、Bが当該事情について善意のCに当該土地を転売したときは、Aは、売買契約の無効をCに対抗することができない。

イ A B間でAがBに土地を売り渡す契約を締結したが、当該契約がAとBとが通謀して行った虚偽のものであった場合において、Bが、当該事情につき善意有過失のCに当該土地を転売し、Cがまだ登記を備えていないときは、CはAに対し、当該土地の所有権を主張することができない。

ウ A B間でAがBに土地を売り渡す契約を締結したが、Aの意思表示が錯誤によるもので、かつ、Aに重大な過失があった場合には、当該事情をBが重大な過失により知らなかったときであっても、Aは当該契約の取消しをすることができない。

エ A B間でAがBに土地を売り渡す契約を締結したが、Aの意思表示がBの詐欺によるものであった場合において、Bが、善意有過失のCに当該土地を転売していたときは、AはCに対し、売買契約の取消しを対抗することができる。

オ A B間でAがBに土地を売り渡す契約を締結したが、Aの意思表示がCの強迫によるものであった場合において、Bが当該事情につき善意であるときであっても、Aは当該契約を取り消すことができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

1	総則
---	----

ア ○

心裡留保による意思表示は原則として有効であるが、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは無効となる（93条1項）。ただし、この無効は、善意の第三者に対抗することができないとされている（93条2項）。したがって、A B間の売買契約は無効であるが、Aはこの無効を善意のCに対抗することはできない。

イ ×

相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であるが（94条1項）、この無効は善意の第三者に対抗することができない（94条2項）。Cは善意でありさえすればよく、過失があっても、登記を備えていなくとも保護される。したがって、CはAに当該土地の所有権を対抗することができる。

ウ ×

錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として意思表示の取消しをすることができないが、例外的に、相手方が表意者に錯誤があることを知り、あるいは重大な過失によって知らなかつたとき、または、相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、取り消すことができるとされている（95条3項）。本肢のBは、重大な過失により知らなかつたのであるから、Aは取り消すことができる。

エ ○

詐欺による意思表示は取り消すことができる（96条1項）。この取消しは善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないとされているが（96条2項）、本肢のCは、善意ではあるが過失があるため、AはCに対抗することができる。

オ ○

強迫による意思表示は取り消すことができるとされており（96条1項）、これは第三者による強迫の場合であっても同様である。つまり、相手方がその事情につき善意であっても、表意者は意思表示を取り消すことができる。